

議員案第2号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年3月23日提出

提出者	佐野市議会議員	篠原一世
賛成者	佐野市議会議員	若田部治彦
	〃	岡村恵子
	〃	鈴木靖宏
	〃	亀山春夫
	〃	横田誠
	〃	慶野常夫

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

市の組織機構の再編に伴い、建設常任委員会の所管を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第2号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建設常任委員会 6人</p> <p>都市建設部及び水道局の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建設常任委員会 6人</p> <p>都市建設部及び上下水道局の所管に属する事項</p>